

4 行政監査

特定の事務・事業を選び、主として経済性、効率性、有効性の観点から監査しました。

平成25年行政監査は、「東京都における災害対策～発災直後における組織体制の機能維持について～」をテーマに実施しました。

● 平成25年行政監査

テーマ

**東京都における災害対策
～発災直後における組織体制の機能維持について～**

指摘件数

指摘15件

選定理由

- 震災が発生した場合、被害を最小にするためには、発災直後の72時間以内に行う応急対策業務が特に重要です。
そこで、東京都の災害対策のうち、災害発生時に応急対策業務を実施するうえで必要となる、職員の参集や電力・燃料の確保、通信の確保などについて監査しました。

監査の項目

- 職員の確保
- 電力・燃料等の確保
- 通信の確保
- 業務環境の確保
- 業務に必要な情報の確保
- 庁舎における帰宅困難者対策
- 庁舎の耐震性の確保

監査の方法

- 監査項目等を踏まえ、各局にヒアリング及び関係書類の閲覧を行うとともに、必要に応じて、庁舎及び関係設備の現地踏査を実施しました。

主な指摘事項

震災時を想定した参集訓練を行うべきもの

港湾局

状況

東京港建設事務所及び東京港管理事務所は、震災時には港湾施設等の保全及び復旧、臨港道路の障害物除去等の応急対策業務を実施する事務所であるにもかかわらず、非常時参集訓練を平成21年以降、約4年間実施していませんでした。

また、平成21年に実施した参集訓練では、職員の参集の有無を確認するにとどまり、震災対策の手引きに定める応急活動時の初動態勢の立ち上げ業務等を行っていませんでした。

指摘

震災発生を想定した応急対策業務に必要な初動態勢の立ち上げなどを含めた参集訓練を定期的実施するよう求めました。

応急対策業務にも使用するシステムの電源を確保すべきもの

建設局

状況

建設局は、都内の道路施設の異常箇所の有無を監視するために「道路施設警報監視システム」を構築しています。

しかしながら、システムの設置状況について見たところ、4事務所において、応急対策業務にも使用するシステムにもかかわらず、当該システム用の非常用発電機が設置されていませんでした。

指摘

震災等による長時間の停電状態にあってもシステムを正常に稼働させるため、システム用の非常用発電機を設置するよう求めました。